

平成 30 年度 第 7 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 10 月 22 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（11 名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子  
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋  
9 番深野政勝 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9 名）

佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄  
湯淺憲昭、仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。本日は早速、総会を始めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員と流推進委員から欠席の報告を頂いております。なお、出席委員は過半数以上でありますので

本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、6番 大村委員、7番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

《 桜江町今田 》

会 長 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は、位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田です。面積は●●●●㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、高齢のため耕作が出来ないので贈与するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人の経営面の拡張ということです。受入世帯の稼働人員は5人中4人です。申請人は神移行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は田代委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8番委員 場所ですが、桜江町の今田という所で、位置図の左上に母抱トンネルがあります。そこを市山方面へ進みまして、鮎観橋を渡った所の八戸川沿いに位置します。譲渡人の方は高齢で現在は施設の方に入っております。先般、市山地域コミュニティセンターの裏側の畑の譲渡がありましたが、それと同じような状況で前は田でしたが、今回も田の方を●●の方ですが、●●●●さんへ譲渡されるということです。実質、耕作は今田の営農組合の方で耕作をされるということでした。組織的にもしっかりとしていると思いますので、支障はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 松川町上津井 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は、位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田です。面積は●●●●㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、父親の遺言により贈与ということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人の希望ということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は神移行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は二本木委員です。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5番委員 それでは、位置図の2ページをご覧ください。左下の方向に市道がございますが、261号線沿いの松川町の松川橋がありまして、そこから桜江町へ少し向かった所に上津井へ入る道路があります。その道を真っ直ぐ進みますとこの道路に繋がります。真っ直ぐ進みますと旅館をされていた旧●●●●さん、そこを過ぎて進んで行きますと上畑神社、それを更に真っ直ぐ進みますと左の道路に出てきます。位置図には出ていませんが、この辺りに●●●●の集会所あるという所です。それから、真っ直ぐ進んだ所で今回の申請地がございます。先日、確認をいたしましたが、●●●●さんと●●●●さんは親戚関係に当るそうで、もう●●●●さんが管理をされて現状も耕作をされておられますので、私としましては何ら問題無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は、位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田です。面積は●●●●㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は申請地を耕作していないので、譲受人に譲り渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人は申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は2人中2人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●千円です。担当委員は深野委員です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の3ページをご覧ください。真ん中左から右へ道路が通っていますが、左側は9号線に出ます。右側は跡市方面になります。県道皆井田江津線です。右上から真ん中下の方へ江津道路が通っておりますが、これは申請地の上を通過しておりまして、上側が江津方面で下側が敬川方面になります。この交差する所のすぐ下に申請地がございます。申請事由にもありましたように、●●●●さんはほとんど耕作をされていなかったのではないかと思います。1mくらいの草が生えております。安田さんが譲り受けて作られるということですので、よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は、位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が田で現況は畑です。面積は●●●㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、都会地に居住し帰着する見込みもないので、地元で農業を営む義兄に譲り渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人の願望に応じることとし、譲受人の経営面積の拡張ということです。受入世帯の稼働人員は2人中2人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 位置図の4ページをご覧ください。10月19日に譲受人の●●●●さんと、譲渡人の●●●●さんの親族で江津市在住の●●●●さんとおっしゃる方と立ち会って頂きまして、現地を確認いたしました。位置図の左下に交差点がありまして、そこから右上に向かって国道9号線が通っています。左下の地点が、ちょうど浅利駅から220mくらい東に進んだ所になりますが、9号線から北側に浅利観光のガソリンスタンドがありまして、その反対側には日本海信用金庫があります。そこを海側に上がって行きますと踏切がありまして、踏切を渡

ったすぐ右に細い道があります。ここを 280mくらい行きますと、道沿いに 4 筆分の畑があります。もう一箇所は右の方に、ぽつんと丸い印であるのですが、ここは更にこの道をずっと上に上って行きまして、地図が切れているのですが、切れた先に四叉路がありまして、そこを 9 号線の方に下って行くと右上に鍵状の小さな道が見えると思います。これは鉄塔を管理する所の道になります。ここから 200mくらい山のような所を歩いて、申請地に下りて行きます。譲受人の●●●●さんは地元で熱心に耕作に取り組んでおられます。譲渡人の多田さんは遠方におられ、兄弟も高齢で案内をして頂いた方も管理が難しいということで、無償で譲り受けることに応じたということです。特に問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 　他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

#### 農地法 第 4 条

#### 〈 渡津町 〉

会 長 　日程第 3、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、●●職員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は借家住まいであるので、個人住宅を建築するために転用申請をするということです。申請人は内田行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員です。工期は許可日から平成 30 年 7 月末日です。既に住宅が建っておりますの

で、顛末書がついております。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の5ページをご覧ください。江津バイパス東交差点から江川橋の方へ入った所です。渡津町という交差点がございます。そこから山陰線をくぐりまして、すぐ左に入りますと今回の該当地がございます。ご覧のように、すぐそばには天満宮、キヌヤ渡津店があります。そしてここは、バイパスを超えて●●●●という団地、区画整理された団地の一画となっております。今回、申請をされました●●●●さんは、もともと●●●●の生まれの方で、長いこと東京に出られていたようです。そして、10年前に東京からUターンをされて、現在は息子さんと2人で住んでおられるそうです。この方は県営住宅の方に住まれていたそうですが、皆さんご存知のように江津バイパスの入口交差点の工事により、立ち退き解体になったようです。この建物のある申請地は奥さん名義の土地であったようですが、奥さんが亡くなられた後、平成23年にご自身に相続をされたということでした。この宅地の部分と奥に三角の畑の部分がございます。宅地と少しの畑があるということで、現在その畑には柿などの果樹を植えておられました。顛末書があるということですが、倉庫を含めて住宅を今年の7月に完成をされております。この工事に関わる実景としては、●●●●団地の一画であり、団地が区画整理された時に既に宅地となっていたと思っておられたそうです。内田行政書士さんの方にも確認をしましたが、やはり同じような事を言っておられました。いざ、建ててみて現状のままになっているので、驚いて慌てて手続きをしたということでした。ご覧のように、周辺は宅地ですので申請上、特に問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の6ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●の方です。転用目的は駐車場用地です。転用理由は申請地を駐車場として整備して賃貸して利用するという事です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は佐々木英夫委員、工期は許可の日から平成31年5月末日です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の6ページをご覧ください。江津バイパス東口から江川橋の方へ入った所に、今回の申請地がございます。その上に小さい四角がありますが、これは●●さんの銅像となっている所です。そして、その銅像の裏手は建設資材だと思いましたが、資材置場となっております。また、申請地の下側の方には一部野菜や保全管理をされている土地になっておりまして、道路に面しては事務所や民家が建っております。今回、隣の畑では、先程言いましたように一部に野菜を植えておられまして、他は雑草が生えているものの、管理をされておられました。申請地の東側と西側は宅地となっておりますし、下側については譲受人の●●●●さんの所有する雑草地もありました。本藤行政書士さんへ話を伺いましたら、南側にあります農地の所有者については、同意を頂いているということで、転用をすることによって周囲に影響を及ぼすことは無いということでございます。この転用につきましては、申請地を駐車場として整備をして賃貸するという事のご様子です。申請地と農地の境界については、被害防止のためコンクリートブロックを設置する計画ということで説明を頂きました。そのようなことから、今回の転用について問題は無いかと思しますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何か

ご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の7ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●業の方です。転用目的は建売住宅です。転用理由は申請地に建売住宅を建築して販売するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は深野委員、工期は許可の日から平成31年7月末日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の7ページをご覧ください。左上から右下に斜めに道路が走っていますが、これは県道皆井田江津線です。左側は9号線に当たります。右側は跡市方面です。斜線部分が申請地ですが、その東側近くにはのぞみ保育園がございます。都野津町西交差点から500mくらい跡市方面へ進んだ所の右側に位置します。道路と歩道に面しておりまして、歩道側の方は雑草が生えておりまして、西側の奥の方は松が大きくなっていたり、グミの木が生えたりしておりまして、全然耕作もされておらず、ほったらかしになっている土地のようです。ここを建売住宅にされるそうですが、周りはほとんど宅地化をしておりますので、宅地にされても問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の8ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●の方です。転用目的は駐車場用地です。転用理由は申請地を譲り受け、貸駐車場経営をしたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は深野委員、工期は許可の日から平成31年3月31日です。既に駐車場となっておりますので、始末書が付いております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の8ページをご覧ください。左上から右下に道路が走っていますが、これは都野津駅から真っ直ぐ通った道路です。前は県道でしたが、今は市道となっております。突き当たると、県立江津高等学校があります。この突き当たった所を左折しまして、50mくらい進んだ左側に申請地があります。既に駐車場として利用されておりました、駐車場のナンバーが打ってあったりしています。誰が経営されているかは分かりませんが、今度は●●●●さんがこれを譲り受けて経営をしたいということでございます。申請に間違いはありませんので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。1ページをご覧下さい。今回は桜江地区の●●、●●、●●です。まず、●●ですが畑が1筆、10年間で面積が●●●㎡です。これは新規の設定です。次に●●ですが、畑が2筆、10年間で面積が●●●●㎡です。新規が●●●●㎡で、再設定が●●●㎡です。続きまして、●●ですが畑が2筆、10年間で面積が●●●●㎡です。これは全部新規です。合計で畑が5筆、10年間で●●●●㎡。新規が●●●●㎡で再設定が●●●㎡です。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●㎡で、再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が1,468㎡です。これは新規の設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●㎡です。新規の設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市桜江町●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。続きまして、桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●㎡です。同じく桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●㎡です。新規の設定です。利用権を設

定する者が●●●●さん、江津市●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。すべて農地中間管理事業で設定するものです。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第7回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員